

産地パワーアップ事業 都道府県事業実施方針

都道府県名 鳥取県

策定：平成28年5月31日

変更：平成29年1月19日

1 目的

昨年の環太平洋パートナーシップ協定の大筋合意を踏まえ、水田・野菜・花き・果樹等の産地が創意工夫を活かし、地域の強みを活かして起こすイノベーションを促進することにより競争力強化を図る取組を加速化させる必要がある。
 このため、本県の農業について、
 ①鳥取県農業活力増進プラン
 ②鳥取県農業振興地域整備基本方針
 ③鳥取県農業経営基盤強化促進基本方針
 ④人・農地プラン
 ⑤水田フル活用ビジョン
 ⑥果樹農業振興計画
 ⑦花き振興ビジョン
 と整合させつつ、地域（平場・中山間地域）の営農戦略に基づいて実施する産地としての高収益化に向けた取組を総合的に支援する。

2 基本方針

作物名	内容
野菜 【露地】 白ねぎ、ブロッコリー、アスパラガス 【施設】 すいか、トマト類、葉物類、いちご、アスパラガス	○販売額又は所得額の10%以上の増加 ・鳥取型低コストパイプハウスや生産に必要な資材の導入により収益性の高い施設野菜産地の形成を推進 ・機械化一貫体系の導入により収益性の高い露地野菜産地の形成を推進 【効果の比較の考え方】 ・JAや直売所、市場等への出荷販売額で比較し、現状値と目標値の算出方法を一致させる。 ○生産コスト又は集出荷・加工コストの10%以上の削減 ・集出荷施設の新設、再編合理化を推進 【効果の比較の考え方】 ・農業者の生産コストで比較。ただし、集出荷施設のみの取組については、集出荷・加工コストで比較することも可能。
花き 花壇用苗もの苗、切り花類	○販売額又は所得額の10%以上の増加 ・鳥取型低コストパイプハウスや生産に必要な資材の導入により収益性の高い花き産地の形成を推進 【効果の比較の考え方】 ・JAや直売所、市場等への出荷販売額で比較し、現状値と目標値の算出方法を一致させる。 ○生産コスト又は集出荷・加工コストの10%以上の削減 ・集出荷施設の再編合理化を推進 【効果の比較の考え方】 ・農業者の生産コストで比較。ただし、集出荷施設のみの取組については、集出荷・加工コストで比較することも可能。

果樹 なし、かき、ぶどう、く り	<p>○販売額又は所得額の10%以上の増加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高品質な果実の安定生産につながる資材等の導入により、新たな生産体制を整備する取組を推進 <p>【効果の比較の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・JAや直売所、市場等への出荷販売額で比較し、現状値と目標値の算出方法を一致させる。 <p>○生産コストの10%以上の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・省力化機械の導入により果樹栽培における省力化・効率化に向けた取組を推進 <p>【効果の比較の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業者の生産コストで比較し、現状値と目標値の算出方法を一致させる。
水稻、麦、大豆	<p>○生産コスト又は集出荷・加工コストの10%以上の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集落営農組織への土地利用集積、作業受委託を推進 ・中心的経営体の機械作業の集約化を推進 ・穀類乾燥調製貯蔵施設（大豆・麦除く）の再編合理化を推進 <p>【効果の比較の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業者の生産コストで比較。ただし、集出荷施設のみ取組については、集出荷・加工コストで比較することも可能。 <p>○販売額又は所得額の10%以上の増加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加工処理施設等の導入により、生産物の高付加価値化を推進 <p>【効果の比較の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・JAや直売所、市場等への10a当たりの出荷販売額で比較し、現状値と目標値の算出方法を一致させる。

3 本事業の推進・指導及び管内の地域協議会等が作成する産地パワーアップ計画及び取組主体事業計画の審査等の方針・体制

<p>(1) 本事業の推進・指導 産地パワーアップ事業の効果的な実施に向け、県関係部局（地方事務所、農業改良普及所等）、市町村及びJA等と連携し、推進・指導に当たるものとする。</p> <p>(2) 地域協議会等が作成する産地パワーアップ計画及び取組主体事業計画の審査等の方針・体制 産地パワーアップ計画及び取組主体事業計画に係る審査は、県（生産振興課、地方事務所）又は市町村に属する補助事業に精通した者を主として実施するなど審査制度を高めるように努めるものとする。 また、本事業の計画審査を円滑に実施する観点から、生産振興課及び地域協議会等の管内の関係者（県、市町村、JA等）で事前確認及び連絡調整を密にする。</p>
--

4 取組要件

(1) 基金事業

① 整備事業

対象作物	取組要件
野菜 花き 果樹 水稻、麦、大豆	<p>○補助対象施設 産地パワーアップ事業実施要綱（平成28年1月20日付27生産第2390号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）の別表のⅡ整備事業のメニュー欄に掲げる施設を助成対象とする。</p> <p>○取組要件 産地パワーアップ事業実施要領（平成28年1月20日付27生産第2391号、27政統第490号農林水産省生産局長、政策統括官通知。以下「実施要領」という。）の別紙1、2、3及び4の要件等を満たす取組を事業対象とする。</p>

(注) 整備事業について、国の要件をそのまま準用する場合は、その旨を記載すること。

② 生産支援事業

対象作物	取組要件
野菜 花き 果樹 水稻、麦、大豆	<p>○取組要件 実施要領の別紙1及び4の要件等を満たす取組を事業対象とする。</p> <p>○補助対象機械及び資材 別紙のとおり</p>

(注) 果樹の改植を行う場合は、対象品目及び品種の選定理由を記載すること。

③ 効果増進事業

対象作物	取組要件

(2) 整備事業

産地パワーアップ事業実施要綱（平成28年1月20日付け27生産第2390号農林水産省事務次官通知）及び産地パワーアップ事業実施要領（平成28年1月20日付け27生産第2391号、27政統第490号農林水産省生産局長、政策統括官通知）に基づき実施するものとする。

5 取組内容及び対象経費等の確認方法

1 計画申請時	
(1) 整備事業	
①概算設計書、事業費の積算根拠となる資料（見積書等）、②費用対効果分析、③施設の規模算定根拠、④位置図、平面図、配置図、⑤施設の管理運営規程等、⑥前年度の青色申告書（農業者の場合）など	
(2) 生産支援事業	
機械導入	①申請者の規約（生産組織等の場合）、②費用対効果分析、③機械の利用計画、④営農計画書、⑤能力・台数などの算定根拠、⑥見積書、⑦カタログ、⑧前年度の青色申告書（農業者の場合）など
機械リース導入	①申請者の規約（生産組織等の場合）、②機械の利用計画、③営農計画書、④能力・台数などの算定根拠、⑤見積書、⑥カタログ、⑦前年度の青色申告書（農業者の場合）など
生産資材の導入	①申請者の規約（生産組織等の場合）、②ハウス等の設置場所の位置図及び写真、③実施計画書（資材明細書、図面等）、④営農計画書、⑤見積書、⑥前年度の青色申告書（農業者の場合）など
2 請求時	
(1) 整備事業	
①施設整備に係る入札関係書類、②工事請負契約書、③出来高設計書など	
(2) 生産支援事業	
機械導入	①機械導入等に係る入札関係等書類、②発注書、③納品書・請求書、④領収書（支払済みの場合）など
機械リース導入	①機械リース導入等に係る入札関係等書類、②発注書、③リース契約書、④借受証、⑤納品書・請求書、⑥領収書（支払済みの場合）など
生産資材の導入	①生産資材導入等に係る入札関係等書類、②発注書、③納品書・請求書、④領収書（支払済みの場合）、⑤ハウス等の設置後の写真など

6 産地パワーアップ計画の認定の優先順位の設定方法

1. 以下の（1）から（3）の合計ポイントの高い計画から採択する。

（1）重点品目

	3ポイント	5ポイント	7ポイント
産地パワーアップ計画で取り組む品目	水稲・麦・大豆	果樹	野菜・花き

（2）面積

	1ポイント	2ポイント	3ポイント
産地パワーアップ計画の面積要件達成割合	100%以上	120%以上	140%以上

（3）取組主体数

	1ポイント	2ポイント	3ポイント
地域協議会内における当該作物販売農家数に占める取組主体の農家数の割合	15%未満	15%以上	20%以上

2. 上記1の合計ポイントが同ポイントの場合、（1）のポイントの高い計画から採択する。

3. 上記2が同ポイントの場合、面積割合、取組主体割合の順に高いポイントの計画から採択する。

7 取組主体助成金の交付方法

（1）整備事業（うち地域農業再生協議会長が定める産地パワーアップ計画に基づくもの）

①補助金の申請

取組主体は、鳥取県産地パワーアップ事業費補助金交付要綱（平成28年5月23日付第201600010602号鳥取県農林水産部長通知。以下「交付要綱」という。）に基づき、市町村、鳥取県（地方事務所）を経由して鳥取県（生産振興課）へ申請書を提出するものとする。

②補助金の交付

鳥取県（生産振興課）は、市町村を経由して助成金を交付するものとする。

（2）整備事業（うち県農業再生協議会長が定める産地パワーアップ計画に基づくもの）

①補助金の申請

取組主体は、交付要綱に基づき、鳥取県（生産振興課）へ申請書を提出するものとする。

②補助金の交付

鳥取県（生産振興課）は、取組主体へ助成金を直接交付するものとする。

（3）生産支援事業

①補助金の申請

取組主体は、交付要綱に基づき、市町村を経由して鳥取県（地方事務所）へ申請書を提出するものとする。

②補助金の交付

鳥取県（地方事務所）は、市町村を経由して助成金を交付するものとする。

8 事業実施に当たっての取組主体に対する条件

- (1) 契約業者の決定に当たっては、以下により事業費の低減を図らなければならない。
 - ・整備事業：原則、一般競争入札により契約業者を決定すること
 - ・生産支援事業：一般競争入札又は複数の業者より見積もりを徴収し、業者を決定すること
- (2) 本事業の補助金を受けた後に事業要件を満たせないこと又は悪意をもって虚偽の内容を申請したこと等が判明した場合には、当該補助金の全部又は一部を返納しなければならない。
- (3) 本事業の助成金請求書提出後、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が確定した場合には、その額を返還しなければならない。
- (4) 本事業により整備した施設等は、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設定目的に即して最も効率的な運用を図ること等により適正に管理運営するものとする。
- (5) 財産の処分制限については、鳥取県産地パワーアップ事業費補助金交付要綱第14条の規定による。
- (6) 本事業の補助金を受けた取組主体、地域農業再生協議会、県農業再生協議会は、実施要領第16の事業評価報告書の取組による効果の発現状況を報告しなければならない。

9 その他

鳥取県における本事業での産地の条件

- ・生産者の市町村が異なっても、同一部会等に属し、同一JA等に出荷し、研修会・商談会など生産者同士が互いに技術交流や販売対策を行っているとは判断される場合は産地とする。